

「道庁テレワークデイズ 2022」実施要領

(趣旨)

第1 道では、テレワークを活用した働き方に対する職員の理解を促し、子育て、介護、障がいなど、様々な状況に応じた多様で柔軟な働き方とワークライフバランスを確立していくため、『テレワークを当たり前』をテーマに、職員がテレワーク（在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワーク）や時差出勤などを積極的に活用する「道庁テレワークデイズ 2022」を実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持を図るため、テレワークなどに道職員が率先して取り組むとともに、災害などの緊急時におけるテレワークの活用なども視野に、全庁を挙げて取組を推進することとする。

(取組内容等)

第2 「道庁テレワークデイズ 2022」は、取組期間において、次の取組1から4に掲げる事項に取り組むこととする。

「道庁テレワークデイズ 2022」取組期間 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）	
取組1 テレワークデイの設定	取組期間中の「毎週金曜日」
職員がテレワークにチャレンジするとともに、職員にテレワークをPRする日として設定する。職員一人ひとりが自分のスタイルに合わせた『仕事と暮らし』を考え、テレワーク、時差出勤や休暇などを実践する取組を進める。	
取組2 集中実施期間の設定	《1回目》 4月25日（月）～5月31日（火） 《2回目》 7月19日（火）～8月31日（水） 《3回目》 12月19日（月）～1月31日（火）
特に集中的にテレワークを推進する期間を設定し、テレワーク推進セミナーの開催や様々な場面におけるテレワークを活用した道職員の働き方について更に検討するなど、取組を強化する。	
取組3 効果測定の実施	令和4年6月以降
職員アンケートの実施や意見交換などを通じ、制度の改善点や、テレワークに対する職員の意識などの情報収集を行う。	
取組4 その他	取組期間中
庁内共通システム掲示板やポータルサイトなどによるテレワークや時差出勤を活用した働き方の実践例の紹介、職場研修や人材育成研修におけるテレワークの周知など、啓発活動を推進する。	

(推進者)

第3 各部（局）長、各（総合）振興局長及び労働委員会事務局長は、それぞれ所管する所属における「道庁テレワークデイズ 2022」の推進に必要な取組を率先して行うこととする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、「道庁テレワークデイズ 2022」については、総務部長が別に定める。